

平成 29年 9月 25日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成29年度改正所得拡大促進税制 (雇用者給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

簡単に申しますと、支給する給与が増えた事業者には、その増えた給与の額の10%を法人税額からマイナスしてもらえる制度です。但し、税額控除には限度がありまして法人税額の10%(中小企業等は20%)が限度となります。

【1】適用できる前提条件は

◎ 青色申告法人であること。

※ 平成28年4月1日以後開始事業年度より「雇用促進税制」との併用が可能です。

【2】適用期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日の間に開始する事業年度。

【3】適用要件(原則)は次の①から③のすべての要件を満たす場合に適用となります。

- ① $\frac{\text{当期の国内雇用者に対する給与等支給増加額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}} \geq 3\% \sim 5\% \text{ (増加割合)}$
- ② (当期の雇用者給与等支給額) \geq (前期の雇用者給与等支給額) であること。
- ③ (当期の平均給与等支給額) $>$ (前期の平均給与等支給額) であること。

注1「国内雇用者」とは、法人の使用人(役員等は除く)で国内事業所に勤務し賃金台帳記載者

注2「基準雇用者給与等支給額」とは、基準年度(平成25年4月1日以後開始事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度を言う)、つまり、平成25年4月1日より前から事業を行っている法人は平成24年度の雇用者給与等支給額で損金処理された金額になります。

注3「雇用者給与等支給増加額」とは、当期の雇用者給与等支給額から基準年度における雇用者給与等支給額を控除した金額。

注4「平均給与等支給額」とは、前期中の退職者、当期中の新規雇用者及び高年齢再雇用者を除いた継続雇用者を対象にした給与等の支給額を各事業年度における月別支給対象者の数の合計人数で除した金額。

【雇用者給与等支給増加割合】、中小企業者等の場合、適用要件①については適用年度の支給額の増加割合は平成27年4月1日～平成30年3月31日の間の開始年度で3%以上の増加が必要。

【平成29年度改正で上記適用要件③について中小企業等は】

税額控除は原則:雇用者給与等支給増加額の10%ですが、次の算式を満たした場合には…

$$\frac{\text{当期の平均給与等支給額} - \text{前期の平均給与等支給額}}{\text{前期の平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増加の場合は、前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せし、合計22%になります。